

## 4 葬祭費用への費用充当

### (1) 葬祭費用の範囲、遺留金の充当

#### ア 制度の概要

行旅死亡人については、行旅法第7条第1項において、行旅死亡人の状況や相貌、遺留金品、その他本人の認識に必要な事項を記録した後、遺体の所在地の市区町村が埋火葬を行うこととされている。その際に要した行旅死亡人取扱費用については、行旅法第11条において、まず行旅死亡人の遺留金銭及び有価証券をもって充当することとされている。

また、行旅法第13条第1項において、第9条に定める公告を行った後60日経過しても相続人や扶養義務者から行旅死亡人取扱費用の弁償を得られない場合には、行旅死亡人の遺留物品を売却し、これを行旅死亡人取扱費用に充当できるとされている。このように、行旅法第11条及び第13条第1項によって、遺留金品を行旅死亡人取扱費用に充当できる旨は明示されている一方で、行旅死亡人取扱費用の範囲を定めた法令の規定はない。

厚生労働省は、「行旅病人の救護等の事務の団体事務化について」（昭和62年2月12日付け社保第14号厚生省社会局長通知。以下「昭和62年通知」という。）<sup>(注)</sup>において、行旅死亡人取扱費用及び行旅病人の救護費用のうち、都道府県が弁償しなければならない（後記4(4)参照）費用の範囲について、以下の表4-(1)-①のとおり明示している。

(注) 昭和62年通知において、①行旅死亡人の認識に必要な事項の記録（行旅法第7条関係）、②行旅死亡人の埋火葬（行旅法第7条関係）、③行旅死亡人の認識に必要な事項の公署の掲示場での告示及び官報又は新聞紙への公告（行旅法第9条関係）、④行旅死亡人の遺留金品の保管及び引渡し（行旅法第12条、第14条関係）等についての事務が団体事務化されたことを通知した。

表 4-(1)-① 昭和 62 年通知（抜粋）

別紙
II 都道府県が処理しなければならない事務について
市町村が被救護者の救護に要した費用及び行旅死亡人の取扱いに要した費用のうち、行旅病人及行旅死亡人取扱法第五条及び第十三条並びに行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件(明治三十二年勅令第二百七十七号)の規定に基づき、都道府県が弁償しなければならない費用の範囲は、次のとおりとするものとする。
1 医師診察料、手術料、入院料、往診料及び診断書料
2 薬価及び療養に関する必要品費
3 食料
4 看護料及び番人費
5 被服及び寝具料
6 行旅病人又は行旅死亡人のために特に要する薪炭油費
7 借家料及び小屋掛料
8 護送及び運搬に関する諸費
9 死体検案料及び検案書料
10 仮土葬及び火葬に関する諸費並びに墓標費

## 1 1 公告料

(注) 前記以外の費用の種目、限度額その他費用弁償に必要な事項は、各都道府県において独自に定めること。

墓埋法適用死亡人については、墓埋法第 9 条第 2 項において、同条第 1 項に基づく埋火葬の費用に関しては、行旅法の規定を準用するとされているが、前記のとおり行旅法の規定に死亡人の取扱費用の範囲は定められておらず、具体的な範囲は規定されていない状況である。

なお、生活保護法適用死亡人については、生活保護法第 18 条第 2 項に基づく葬祭扶助を行う事項を、同条第 1 項に掲げる①検案、②死体の運搬、③火葬又は埋葬、④納骨その他葬祭のために必要なものと定めている。

生活保護法第 76 条第 1 項において、第 18 条第 2 項の規定により葬祭扶助を行う場合、保護の実施機関は、死亡人の遺留金銭・有価証券を保護費に充当し、不足するときは、遺留物品を売却して、その代金を充当することが可能であるとされている。

葬祭扶助の基準額は、生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）により定められており、1 級地又は 2 級地の大人で 21 万 2,000 円以内、3 級地の大人で 18 万 5,500 円以内（令和 4 年 4 月 1 日時点）とされている。

## イ 実地調査結果

### (7) 行旅法

行旅死亡人取扱費用の範囲を規定しているのか、規定している場合には、その内容がどのようなになっているのかについて 60 市区町村を調査したところ、独自の規程により、行旅死亡人取扱費用の範囲を定めているとしたものが 11 市区町村みられた。

また、15 都道府県に対して同様の調査を行ったところ、その全てが独自の規程により、行旅死亡人取扱費用の範囲を定めていた。

市区町村が定めた規程において、都道府県が定めた規程を準用することとしているもの及び費用の範囲については都道府県の規程を参考に支出しているものも 26 市区町村みられた。

これらの都道府県及び市区町村における行旅死亡人取扱費用の範囲については、昭和 62 年通知に列挙されている種目のうち、死体検案料・死亡診断料、死体運搬費、火葬料、埋葬料、墓標費及び公告料は、都道府県及び市区町村が定めた行旅死亡人に関する規程に明記しているものが多数みられた。具体的な都道府県及び市区町村数は、以下の表 4-(1)-②のとおりである。

表 4-(1)-② 行旅死亡人取扱費用の範囲の規定状況

費用種目名	市区町村		独自規程で当該種目を規定している都道府県数
	独自規程で当該種目を規定している市区町村数	都道府県規程を準用等している市区町村数	
回答のあった都道府県・市区町村数	11	26	15
死体検案料（死亡診断料）	10	26	15
死体運搬費	9	26	15
火葬料（火葬場使用料）	8	25	15
埋葬料	5	25	15
番人費	2	21	9
薪炭油費	1	16	7
墓標費	8	25	15
公告料	11	26	15

(注) 1 当省の調査結果による。

2 費用種目名は、昭和 62 年通知に列挙されている費用種目に準じた。

このほか、市区町村が定めた行旅死亡人に関する規程において、生活保護法第 18 条第 1 項の葬祭扶助の範囲に準ずるとしているもの及び規程はないが葬祭扶助の範囲に準ずる取扱いとしているものが、14 市区町村みられた。

また、市区町村において行旅死亡人に関する独自の規程は定めているものの、行旅死亡人取扱費用の範囲についての規定はないものが 3 市区町村みられた。これらの市区町村の中には、費用の範囲について、埋火葬を行った葬儀会社から葬祭費用として請求された種目としているもの（1 市区町村）などがみられた。

一方、調査した 60 市区町村のうち、独自の規程を定めず、都道府県が定めた規程も準用等していないものが 6 市区町村みられた。これらの市区町村については、昭和 62 年通知を準用しているものや、埋火葬を委託した事業者との、業務委託に係る仕様書内に記載の費用種目を支弁しているもの等がみられた。

#### (イ) 墓埋法

墓埋法適用死亡人の取扱費用については、調査した 14 都道府県及び 62 市区町村のうち、都道府県が定めた行旅死亡人に関する規程を準用しているものが、8 都道府県及び 14 市区町村みられた。

また、市区町村が定めた行旅死亡人に関する規程を準用しているものが、21 市区町村みられた。

一方、独自に墓埋法適用死亡人に関する規程を定めているものが、5 都道府県及び 2 市区町村みられた。

その他の取扱いをしているものが 1 都道府県及び 25 市区町村みられたが、これらにおい

ては、葬祭扶助の支給の範囲で充当しているものや、葬儀会社から葬祭費用として請求された全ての費用種目に充当しているもの、昭和 62 年通知を準用しているもの等がみられた。

#### (ウ) 遺留金の充当に係る独自の費用範囲

行旅死亡人及び墓埋法適用死亡人については、昭和 62 年通知に列挙された行旅死亡人取扱費用の種目や、生活保護法第 18 条第 1 項の葬祭扶助の範囲に定められた種目以外に、独自に遺留金を充当する種目があるものが、3 都道府県及び 10 市区町村みられた。

独自に遺留金を充当する種目としては、遺骨保管料、白装束代、風呂敷代、仏衣代、死体写真料、遺骨送付料等がみられた。また、1 市区町村は条例を制定し、相続人等の所在に関する調査に要した費用に、遺留金を充当すると定めている。さらに、同条例施行規則において、調査費用は、①戸籍謄本の交付を受けるのに要した費用、②通信費、③相続財産管理人の選任に要した費用、④相続人等の所在に関する調査に要する人件費、⑤その他これに類するものの費用を、合計して算定すると定めている。

相続人等調査又は遺留金品の処理に当たって発生した通信費や人件費等の事務経費に、遺留金を充当することについて、充当が可能となることに肯定的であった市区町村は、回答を得た 66 市区町村のうち 13 市区町村みられた。

充当が可能となることに否定的である理由として、各事例に係る通信費や調査に関する人件費等の経費を他の業務の経費と切り分けることが困難であり、経費を算出することが煩雑な作業となるためなど、充当に当たって新たな事務負担が発生することを懸念するものがみられた。

## (2) 葬祭費用に充当するための預貯金の引き出しの実施状況

### ア 制度の概要

葬祭費用の充当については、行旅法第 11 条において、行旅死亡人取扱費用は、まずその遺留金銭及び有価証券を充当することとされ、生活保護法第 76 条第 1 項において、葬祭扶助を行う場合、保護の実施機関は、生活保護法適用死亡人の遺留金銭及び有価証券を保護費に充当することが規定されているが、引取者のない死亡人の預貯金の取扱いについては明示されていない。

地方公共団体等からの地方分権改革に関する提案において、引取者のない死亡人の預貯金を葬祭費用に充当する制度の整備を求められたことを受け、令和 2 年対応方針において、「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律 9 条 2 項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条から 15 条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和 2 年度中に通知する。」とされた。

これを踏まえ、手引においては、以下の表 4-(2)-①のとおり記載されている。

表 4-(2)-① 手引（抜粋）

<p>4. 火葬・葬祭等費用の取扱い</p> <p>4-1 火葬・葬祭等費用の取扱いの流れ</p> <p>(1) 火葬等の実施者がいる場合（<u>生活保護法の葬祭扶助が適用される場合</u>）</p> <p>(略)</p> <p>○ 生活保護法第 18 条第 2 項に基づき、葬祭扶助費を支給したときは、亡くなった方の遺留の金銭や有価証券（以下「遺留金」という。）を葬祭扶助費に充当し、なお足りないときは、その方の遺留の物品（以下「遺留物品」という。）を売却してその代金を充当することができます（生活保護法第 76 条）。</p> <p>(略)</p> <p>○ その際、<u>亡くなった方の「遺留金」には、亡くなった方の預貯金を現金化したものも含まれます</u>。預貯金については、金融機関に各種の証明書等を提出して現金化することとなります。提出を求められる書類は各金融機関で異なりますが、主には以下のような書類（自治体の長の名義）の提出を求められます。やりとりの多い金融機関との間では、予めどのような書類の提出が必要であるかについて取り決めをしておくことも方法の一つとして考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 預貯金の払出しを求める旨の文書</li><li>・ 預金払戻請求書</li><li>・ 死亡の事実を証する書面</li><li>・ 葬儀費用明細書</li><li>・ 自治体職員であることを証する職員証</li><li>・ 自治体職員個人の本人確認書類</li><li>・ その他（後日、正当権利者が判明し同人による返還請求があった場合に、自治体がこれに</li></ul>
---

応じる責任を有する旨の書類など)

また、現金化に当たっては、逸失・不正防止等の観点から、口座振込（自治体口座宛、葬儀社等口座宛）の形態とすることが望ましいと考えられます。

(2) 火葬等の実施者がいない場合（墓埋法又は行旅法が適用される場合）

(略)

- また、官報等による公告後 60 日を経過しても費用の弁償を得ることができない場合（※1）は、遺留物品を売却して火葬等に要した費用に充当することができます（※2）（行旅法第13条）。

（※1）(略)

（※2）預貯金の取扱いについては、(1)と同様です。

(注) 下線は当省が付した。

厚生労働省は、令和2年対応方針を踏まえ、令和3年3月29日に、金融庁及び農林水産省は、令和2年対応方針及び手引を踏まえ、3年3月31日に、所管する全国団体（一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫及び一般社団法人全国労働金庫協会）に事務連絡（以下「金融庁等事務連絡」という。）を發出し、各団体に対し、傘下の各金融機関に手引の内容を周知するよう要請した。

なお、死亡人が身元不明の場合、死亡人が預貯金通帳等を所持していても本人確認ができないことから、事後に身元が明らかになった場合を除き、身元不明の行旅死亡人に係る預貯金の引き出しは行われていないと考えられる。

## イ 基礎調査結果

基礎調査において、基礎調査対象期間に市区町村が埋火葬を実施した事例又は葬祭扶助を支給した事例のうち、引取者のない死亡人の遺留金品に預貯金が含まれていた事例があると回答したものは、表4-(2)-②のとおりである。その中には、引出依頼を行い、全て引き出せたと回答した市区町村があった一方、一部又は全ての事例で引き出すことができなかったと回答した市区町村もみられた。

上記の一部又は全ての事例で引き出すことができなかったと回答した市区町村のうち、金融庁等事務連絡が發出された後の令和3年4月以降に引出依頼を行ったが引き出せなかった（金融機関から断られた）事例があると回答したものは、墓埋法22市区町村、生活保護法29市区町村みられた。

引出依頼を行った事例はなかったと回答した市区町村に対し、選択式でその理由を尋ねたところ、表4-(2)-③のとおり、3法律のいずれも、その他を除くと、「引出金額が少額で、業務量に見合わないため」、「引出手続が煩雑なため」、「引出方法（引出依頼の仕方等）が分からないため」の順で多かった。

表 4-(2)-② 死亡人の遺留金品に預貯金を含む事例の有無及び引き出しの状況

項目	法律	行旅法	墓埋法	生活保護法
預貯金が含まれていた事例あり		113	359	328
ア 引出依頼を行い、全て引き出した。		19	76	81
イ 引出依頼を行った事例のうち、引き出したものと、引き出せなかった（金融機関から断られた）ものがあった。		9	47	53
ウ 引出依頼を行った全ての事例で引き出すことができなかった（金融機関から断られた）。		6	25	25
エ 引出依頼を行った事例はなかった。		79	209	169
オ 無回答		0	2	0
預貯金が含まれていた事例なし		373	182	132
不明		21	35	21

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 数値は市区町村数である。  
 3 基礎調査対象期間に葬祭を行った又は葬祭扶助を支給した事例のうち、死亡人の遺留金品に預貯金が含まれていた事例の有無及び引き出しの状況を調査した。

表 4-(2)-③ 預貯金の引出依頼を実施していない理由（複数回答）

項目	法律	行旅法	墓埋法	生活保護法
引出依頼を行った事例はなかったと回答した市区町村数		79 ( 100%)	209 ( 100%)	169 ( 100%)
ア 引出金額が少額で、業務量に見合わないため		27 (34.2%)	63 (30.1%)	68 (40.2%)
イ 引出手続が煩雑なため		24 (30.4%)	62 (29.7%)	64 (37.9%)
ウ 引出方法（引出依頼の仕方等）が分からないため		19 (24.1%)	57 (27.3%)	51 (30.2%)
エ 調査期間よりも前に預貯金の引出依頼を行ったものの金融機関から断られたことがあるため		7 ( 8.9%)	18 ( 8.6%)	31 (18.3%)
オ その他		34 (43.0%)	97 (46.4%)	50 (29.6%)
カ 無回答		5 ( 6.3%)	10 ( 4.8%)	5 ( 3.0%)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 数値は市区町村数、( ) 内の数値は「引出依頼を行った事例はなかったと回答した市区町村数」に対する割合である。  
 3 基礎調査対象期間に葬祭を行った又は葬祭扶助を支給した事例のうち、死亡人の遺留金品に預貯金が含まれていた事例があると回答した市区町村を対象とした。  
 4 該当するものを複数選択しているため、アからカまでの合計が「引出依頼を行った事例はなかったと回答した市区町村数」と一致しない。

## ウ 実地調査結果

### (7) 引出依頼を行ったが引き出せなかった理由

調査対象市区町村のうち、令和3年4月以降に金融機関への引出依頼や引き出しの可否の照会を行ったが引き出せなかった事例があったのは、墓理法について、11市区町村37事例、生活保護法について、14市区町村15事例であった。引き出せなかった理由について、市区町村は、①相続人又は相続財産管理人以外の者は引き出せないと説明されたため(5市区町村)、②手引に記載されていない書類(相続放棄の証明書類、相続人の同意文書、戸籍謄本等)を求められ、対応困難と判断したため(5市区町村)、③反対債権<sup>(注)</sup>があるとされたため(2市区町村)、④引出依頼を行った金融機関の支店から本店の判断として断られたため(1市区町村)、⑤振込手数料を支出できなかったため(1市区町村)などとしている。

市区町村の調査結果により判明した引き出しを断った金融機関のうち、協力を得られた10機関に理由等について調査を行ったところ、当省が調査を行った時点では引き出しに応じており、窓口の教示の誤りと考えられるなどとしているものが6機関あった一方、①引き出しの法的根拠に対し懸念がある(2機関)、②本店において内規の見直しを検討中である(3機関)とする金融機関がみられた。

また、当省の調査実施中に規程を変更し、引き出しに対応できるようになった金融機関が1機関みられた。

(注) 2者が相互に有する相手への債権のことをいう。本件の場合、死亡人が金融機関に預貯金という債権に有しているのに対し、当該金融機関側も死亡人への貸付金等の何らかの債権を有していたものと考えられる。

表 4-(2)-④ 金融機関が引き出しを断った理由

理由の分類	理由の詳細
① 引き出しの法的根拠に対し懸念(2機関)	<ul style="list-style-type: none"> <li>手引を令和3年4月2日に受理しているが、当機関の取扱方針と異なることなどから、支店等に周知すべき内容ではないと判断し、支店等に周知していない。葬祭費用に税金が使われていることは理解しており、当機関としても地方公共団体にできるだけ協力したいと考えている。一方、預貯金債権については、相続以外で払い出すことは本来困難である。これを回避するには、預貯金に対する強制執行権のような権限を地方公共団体に付与する必要があると考える。手引に記載されている預貯金の払出しに関する記述は、法的根拠がないのではないかと考えている。</li> <li>基本的には相続人等調査が完全に終了した状態でなくても払戻しに対応したいが、後日、相続人から金融機関が払戻しに応じたことの責任を追及されるリスクが懸念される。他機関では払戻請求書の様式に「今後、相続人が判明し、同人による返還請求があった場合には、請求した市区町村がこれに応じる責任を負い、貴機関には一切迷惑・損害をかけない」といった文言を入れているということだが、実際に法的に有効なものかどうかは分からない。今回のように全国的に対応する必要がある事例については、</li> </ul>

理由の分類	理由の詳細
	<p>一般社団法人全国銀行協会などの関係団体が払戻請求書の様式を作成し、相続人からの責任追及に関して法的な問題をクリアしていることを確認した上で各金融機関に提示してもらいたい。</p>
<p>② 引き出しに応じる方向で本店において内規の見直しを検討中（3 機関）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融庁等事務連絡や手引等について、令和4年当初に承知した。現在、各支店への対応マニュアルの示達、手引等の周知について準備を進めている。現在、1 市区町村から引き出しに関する相談を受けており、手引の内容に沿って提出書類の要請等を進めている。</li> <li>・ 現在、遺留金の支払に関する事務を検討し、相続事務における事務マニュアルに追記する作業を進めている。でき次第営業店向けの通知を发出する予定。</li> <li>・ 現在は手引に基づき払戻請求に応じることとしているが、照会当時、担当部署内での対応方針が固まっておらず、対応した者が手引と照会内容とを関連付けることができなかつたため、誤った回答をした。今回の調査を契機として、これまで個別に対応していた払戻請求に係る取扱いについて、事務取扱の規程を作成し、各支店に周知を徹底したい。</li> </ul>
<p>③ 現在は引き出しに応じており、教示の誤り等と考えられるもの（6 機関）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当時の経緯が不明であるが、その都度本店に照会して対応しているはずである。</li> <li>・ 事実関係は確認できないが、何らかの行き違いで、対応した担当者が、身寄りのない方の遺留金に係る市区町村からの引出依頼に関する個別具体的な照会とは認識せずに回答したと考えられる。</li> <li>・ 令和3年5月に全本部及び全営業店宛てに、取扱いを定めた通達を发出し、引き出しに応じている。</li> <li>・ 令和3年4月に団体を通じて通知を受け、引き出しに応じることとしている。令和3年度に入ってから対応を変更したため、窓口担当者が従前の対応をとった可能性がある。トラブル等防止のため、直接、市区町村から本店の相談窓口に連絡してもらうことを推奨している。</li> <li>・ 個別事例は把握していないが、当機関は行政機関をかたる詐欺を警戒し、電話やメールでの個別具体的なやりとりは行っていない。一般論として相続人以外による引き出しは行っていないため、まずは直接訪問してもらうようお願いしている。市区町村からの引き出しには応じた事例がある。</li> <li>・ 個別事例は把握していないが、令和3年4月1日に市区町村からの預貯金の引き出しに関するマニュアルを整備しており、引き出しには応じている。</li> </ul>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「理由の分類」の①②の両方の理由を回答した金融機関があったため、調査対象機関数と「理由の分類」欄の機関数の合計は一致しない。

なお、引き出しができた市区町村においても、金融機関から相続放棄の証明や相続人の同意書などの書類を求められ、対応した事例がみられた。

#### (イ) 引き出しの法的根拠に係る厚生労働省の見解

金融機関が、相続人又は相続財産管理人からの引き出しにのみ応じるとしたり、相続人の意思確認等を求めたりしている理由は、民法第 882 条において、死亡した時点で相続が開始し、同法第 896 条において、相続財産に係る権利は全て相続人に承継することとされているためであると考えられる。

また、市区町村の中には、弁護士に照会した結果、被相続人の死亡時点で権利の全てが相続人に移転していることから、手引は市区町村が直接金融機関から引き出しできる根拠にはならないのではないかとといった懸念を示されたとして、引出依頼を見合わせたとするものもみられた。

これらを踏まえ、厚生労働省に、葬祭費用に充当するための預貯金の引き出しが相続人に優先する法的根拠を確認したところ、「民法では、死亡した時点で相続が開始し、相続財産に係る権利は全て相続人に承継することとされているが、個別法である行旅法第 11 条及び第 13 条第 1 項並びに生活保護法第 76 条第 1 項の規定により、遺留金品については葬祭費用に優先的に充てることができる。」としている。

しかしながら、この法的根拠及び考え方は、手引等では明示されておらず、周知が十分にされていない状況であるため、市区町村及び金融機関において、相続人に優先して引き出せる法的根拠があるのかどうか懸念を生じさせていると考えられる。

#### (ウ) 手引及び金融庁等事務連絡の浸透状況

前記ウ(ア)のとおり、金融機関の中には、既に引出依頼に応じているがその対応が支店等の窓口まで浸透していないと考えられるものや、引き出しに応じている方向で検討しているが、本店において内規の見直しを行う必要があるとしているものがみられた。

実地調査においては、過去に断られた金融機関に対しては引出依頼を行わないとする市区町村がみられ、基礎調査においても、表 4-(2)-③のとおり、預貯金の引出依頼を実施していない理由として「調査期間よりも前に預貯金の引出依頼を行ったものの金融機関から断られたことがあるため」と回答している市区町村がみられた。

また、以下のとおり、手引を踏まえて市区町村から各金融機関に引き出しの可否を照会しているものや、金融機関から市区町村に手引を踏まえた対応について照会があったものもみられた。

- ① 調査した 1 市区町村において、令和 3 年 8 月 25 日から 4 年 2 月 24 日までの間に 10 金融機関に引き出しの可否を延べ 32 件照会したが、相続人以外の依頼でも可能との感触を得たのは 9 件（照会件数の 28.1%）にとどまり、残りの 23 件（照会件数の 71.9%）については、相続人以外の引出依頼には一切応じないとの回答であった。
- ② 調査した 1 市区町村において、手引の発受を受けて、市区町村内の金融機関を訪問し、今後の預貯金の引き出しについて協力を取り付ける取組を行っており、訪問した 7 機関中 5 機関から協力を取り付けた。
- ③ 調査した 1 市区町村において、金融庁等事務連絡を受けて、近隣の地方銀行 3 機関から今後どのように対応したらよいかとの照会があり、引出手続について協議した。

④ 調査した1市区町村において、引き出しができることを知らない金融機関に対し、金融庁等事務連絡や手引の該当箇所の抜粋、他金融機関の請求書の例等をFAXで送付し検討してもらうなどの工夫をしている。

他方で、i) 金融機関から「同一の支店に対して同様の照会が繰り返し行われている」旨の苦情があったことから、照会に対する金融機関の支店ごとの対応状況等を一覧にして整理し、担当者間で情報共有することとしている、ii) 同一金融機関でも支店によって対応が異なることがあるため、断られた場合は他支店に照会している、とする市区町村もみられた。

こうした実態を踏まえると、各市区町村等と各金融機関が個別に手続や必要書類について取決めを行うことは、双方にとって負担が大きいと考えられる。

市区町村からは、国からの通知を受けて個々の金融機関が対応の可否を判断してよいのであれば、国で対応不可の金融機関一覧を作成し、地方公共団体に配布してほしいという要望もみられた。

現状では各市区町村等が個別に金融機関に引き出しの可否を照会しているが、葬祭費用に充当するための預貯金の引き出しを一層推進するためには、国において、金融機関が市区町村等からの引出依頼に応じているかどうか実態を把握し、その結果を取りまとめ、市区町村等に情報共有することが必要であると考ええる。

また、上記実態調査において、引出依頼に応じていない金融機関を把握した場合は、当該金融機関に対し、対応の支障となっている点を聴取するなどして、その解消に努めることが求められる。

なお、金融庁等事務連絡が発出されたことについて、市区町村等には情報共有されていないが、当省の調査を通じて金融庁等事務連絡を知り、断られた金融機関に再度照会したところ、引き出しに応じる方向で交渉が再開した事例もみられたことから、併せて金融庁等事務連絡の市区町村等に対する周知が必要であると考ええる。

#### (I) 引き出しの手続や必要書類についての意見・要望

金融機関が引出依頼に応じている場合であっても、手続や必要書類について、調査対象市区町村の担当者から、以下の表 4-(2)-⑤のとおり、改善してほしいといった意見・要望がみられた。

表 4-(2)-⑤ 葬祭費用への充当のための預貯金の引き出しの手続や必要書類に係る主な意見・要望

意見・要望の分類	意見・要望の内容
① 通帳記帳の法的根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保護者以外の葬祭扶助対象死亡人について、同意書が無い場合、記帳ができないケースがあった。このような場合、預貯金残高が把握できず、相続財産管理制度の利用可否が判断できないため、記帳の根拠及び対応方法を周知してほしい。</li> <li>・ 手引等において、預貯金を引き出すか否かにかかわらず預貯金残高を金融機関に確認できることを示してほしい。</li> </ul>
② 「後日、正当権利者が判明し同人による返還請求があった場合に、地方公共団体がこれに応じる責任を有する旨の書類」(表意書)に対する懸念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数年間にわたって金融機関に提出してきた市区町村長名の表意書の内容「万一、上記事実に相違があるなどして本件に関し、相続人等が権利を主張するなど、どのような事故が生じても市区町村が責任を負い、貴行には迷惑、損害をかせません。」について、負うべき責任が過剰ではないかと不安視している。このため、預金を引き出す場合に円滑に金融機関と手続ができるように金融機関への通知や預金払出文書の様式を定めてほしい。</li> <li>・ 市区町村総務課から、「本来、死亡人の預貯金は、墓地埋葬法第9条第2項の規定により準用される行旅法第11条の規定より、優先的に火葬等の費用に充てるべきものである。このことから、表意書の提出については、法的妥当性を欠くのではないかと懸念。返還請求に応じるべき具体的な事例等が全く明記されていない内容の書面に対して、将来において全面的に返還を確約する旨の表意をすることは問題がある。」との意見があった。なお、これを踏まえて修正した文面は金融機関に認められなかった。</li> <li>・ 後日、正当権利者が判明し同人による返還請求があった場合に、地方公共団体がこれに応じる責任を有するとの表意書は市区町村にとってリスク。守ってもらえるような後ろ盾となる法整備を望む。</li> </ul>
③ ネット銀行の預貯金の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネット銀行を含む金融機関に対して再度通知等を発出し、引出依頼をスムーズに行えるようにしてほしい。</li> <li>・ インターネット口座などが増加することが予想されるため、預貯金口座の存在を把握できる仕組みを考えてほしい。</li> </ul>
④ 職員個人の本人確認書類を求められることに疑問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金の引き出しを行う際、公印を押印した公文書を用意しているにもかかわらず、免許証等職員個人の本人確認書類を求められること、引き出しに係る書類に職員個人の名前、住所等の記載を求められることに疑問を感じる。</li> </ul>

意見・要望の分類	意見・要望の内容
⑤ 金融機関への制度の周知徹底や書類の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関への制度の周知徹底と申請様式、添付資料の統一を希望する。</li> <li>・ 預貯金引き出しのための金融機関宛ての共通様式を国が整備してくれると業務上有用である。その際、可能な限り添付書類を減らしてほしい。</li> <li>・ 手引の記載のように一般的な扱いについて例示するという形ではなく、簡易な手続方法を構築し、地方公共団体、金融機関双方で統一的な手続が可能となるよう制度設計をし、周知を図ってほしい。</li> <li>・ 従来対応している金融機関は対応がスムーズだが、それ以外の金融機関では手引が出ていてもトラブルがあると聞く。せめてそういったトラブルが発生しないよう改善されなければ引き出しの手続をすることは難しい。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

市区町村等にとって、個別の金融機関と手続について協議することが負担となっているほか、表 4-(2)-④のとおり、金融機関にとっても対応方法を検討することが負担となっている現状を鑑み、国において、金融機関の引出手続及び必要書類について実態を調査した上で、対応をより具体的に示すことを検討する必要があると考える。その際、必要書類や手続は、必要最小限のものとするよう留意する必要があると考える。

#### 【所見】

したがって、厚生労働省は、関係省庁と連携し、市区町村等による葬祭費用に充当するための預貯金の引き出しを一層推進する観点から、以下の対応をする必要がある。

- ① 葬祭費用に充当するための預貯金の引き出しが相続人に優先する法的根拠を手引等で明示し、引き出しに当たって、相続人の意思確認は必要ないことを市区町村等及び金融機関に改めて周知すること。
- ② 上記周知実施後の金融機関における預貯金の引き出しへの対応状況を調査し、市区町村等に情報提供すること。調査の結果、未対応の金融機関があるなど各種課題がみられた場合は、引出手続や必要書類に関する取決めを含め、対応の支障となっている点を把握し、市区町村等と金融機関の手続が円滑に行われるよう改善を検討すること。

### (3) 葬祭費用に充当するための遺留物品の売却の実施状況

#### ア 制度の概要

行旅法第 11 条及び第 13 条第 1 項において、行旅死亡人取扱費用は、遺留金及び有価証券の充当で不足し、相続人や扶養義務者からも回収できない場合、死亡公告後 60 日経過後に遺留物品を売却して充当できるとされている。

また、墓埋法第 9 条第 2 項において、墓埋法による埋火葬の費用に関しては、行旅法の規定を準用することとされている。

生活保護法第 76 条第 1 項において、葬祭扶助を行う場合、保護の実施機関は、死亡人の遺留金銭・有価証券を保護費に充当し、不足するときは、遺留物品を売却して代金を充当できるとされている。

他方で、遺留物品に、滅失や毀損のおそれがあるとき、又は保管に不相当の費用・手数を要するときは、行旅法第 12 条のただし書では、売却・棄却が可能であるとされており、生活保護法施行規則第 22 条第 3 項においても同様に、売却・棄却が可能であるとされている。

遺留物品の売却を行うときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項又は生活保護法施行規則第 22 条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により契約を締結することになる。通常は、一般競争入札の契約方法によることになるが、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に適合する場合には、指名競争入札（同施行令第 167 条）や、随意契約（同施行令第 167 条の 2）、せり売り（同施行令第 167 条の 3）により遺留物品の売却を行うこともできる。

なお、生活保護法に基づく葬祭扶助を適用した場合における遺留物品の売却について、従前は、競争入札に付さなければならないこととされ、見積価格 1,000 円未満の物品のみ、その他の方法により売却することも可能とされていた。

しかし、生活保護法施行規則の改正（令和 2 年 12 月 9 日施行）により、地方自治関係法令において随意契約等の入札によらない方法での売却が可能とされている場合については、葬祭費用への充当においても、指名競争入札や、随意契約、せり売りにより売却できることとなった。

#### イ 基礎調査結果

基礎調査において、基礎調査対象期間に埋火葬を実施した事例又は葬祭扶助を支給した事例のうち、死亡人の遺留物品があった事例があると回答したものは、以下の表 4-(3)-①のとおりである。

表 4-(3)-① 遺留物品の売却の実施状況

区分	法律	行旅法	墓埋法	生活保護法
死亡人の遺留物品があった市区町村数		244 ( 100%)	379 ( 100%)	287 ( 100%)
① 売却手続きを行い売却できた事例がある市区町村数		6 ( 2.5%)	13 ( 3.4%)	5 ( 1.7%)
② 売却手続きを行ったが全部又は一部を売却できなかった事例がある市区町村数		4 ( 1.6%)	11 ( 2.9%)	10 ( 3.5%)
③ 売却を行わなかった市区町村数		231 (94.7%)	354 (93.4%)	272 (94.8%)
売却を行わなかった理由	ア 売却できるような遺留物品がなかった	192	275	246
	イ 売却しても売却金額が少額と見込まれるため	50	109	83
	ウ 売却方法が分からないため	27	66	47
	エ 売却手続きが煩雑なため	22	70	53
④ 回答なしの市区町村数		3 ( 1.2%)	1 ( 0.3%)	0 ( 0.0%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内の割合は、「死亡人の遺留物品があった市区町村数」に占める割合である。

3 該当するものを複数選択しているため、アからエまでの合計が「売却を行わなかった市区町村数」と一致しない。

## ウ 実地調査結果

墓埋法第 9 条第 2 項の規定は、埋火葬を行ったときの費用について行旅法の規定を準用する旨を定めているのであって、遺留金品の取扱いを定めた行旅法第 12 条の規定は準用されないと考えられる。この点について厚生労働省に確認したところ、「行旅法第 12 条は、埋火葬を行ったときの費用ではないが、同条は、市区町村が費用の弁償を得るために必要な措置を規定した条文であり、埋火葬を行ったときの費用に係る規定であるため、墓埋法第 9 条第 2 項において準用していると考えられる。」との回答があった。

### (7) 遺留物品を売却した事例

実地調査において、遺留物品の売却状況について調査した結果、売却事例があったものは、行旅法 1 市区町村 2 事例、墓埋法 2 市区町村 2 事例、生活保護法 2 市区町村 89 事例みられた。

売却した物品の具体例として、市区町村では、①指輪やネックレス等の貴金属、②自動車、③腕時計、④携帯電話などがあるとしており、売却方法として、随意契約による場合や、複数の買取り専門店において査定した後に売却を行う場合などがあるとしている。

### (4) 売却価値が見込まれる遺留物品について、売却を断念した事例

実地調査において、売却価値が見込まれる物品があったにもかかわらず、売却を断念し

た例はないか調査した結果、売却を断念した事例があるものは、2 市区町村みられた。

売却を断念した物品の具体例として、市区町村では、携帯電話、指輪及び腕時計があるとされており、その理由については、①携帯電話には個人情報が含まれているため、②携帯電話本体の支払残額がある場合、所有権は携帯電話会社が有しているため、売却するには当該会社の同意を得る必要があったが、支払残額を死亡人から引き継いで支払う者を確定させない限り、引取りはできないとの説明があったため、③指輪及び腕時計は、競り売りに付す前に、ブランド等の真がん判断のため、鑑定を行う必要があるなど売却に手数や費用を要するためとしている。

#### (ウ) 売却に関する規程の作成状況

実地調査において、遺留物品の売却に関する規程の作成状況について調査した 58 市区町村のうち、遺留物品の売却について規程を作成しているものは 16 市区町村、規程を作成していないものは 42 市区町村みられた。

#### (イ) 売却についての意見・要望

実地調査において、遺留物品の売却に関して、国に対する意見・要望を聴取した結果、以下の表 4-(3)-②のとおり、調査対象市区町村の担当者から、①売却価値を判断できないため、売却できる物品や判断方法、売却場所の実例等について示してほしい、②手引に記載されている売却方法は時間や手数を要するため、例えば、遺留物品をリサイクルショップで売却できるようにするなど、手続を簡素化してほしいなどの意見・要望がみられた。

表 4-(3)-② 遺留物品の売却に関する市区町村の意見・要望（主なもの）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 売却価値を判断できないため、売却できる物品や判断方法、売却場所の実例等について示してほしい。</li><li>・ スマートフォンのSIMカード（契約事業者の所有物）やサブスクリプション（料金を支払うことで、製品やサービスを一定期間利用することができるもの）について、民法上の権利関係が複雑になり、どこまで権利関係を確認しなければならないかなど、その取扱いに困るため、国の方で考え方を示してほしい。</li><li>・ 遺留物品の売却について、葬祭費用への充当のため、売却価値を厳密に判断する運用を行う場合、遺品整理業者やリサイクルショップ等に依頼する際の鑑定費用等への補助を行ってほしい。</li><li>・ 遺留物品の売却・棄却について、福祉事務所の裁量で決めているが、生活保護法施行規則では、少額であっても価値があれば売却しなければならないとも解釈できるので、遺留物品の売却・棄却の判断は、福祉事務所が行うことと明確にしてほしい。</li></ul> |
|---|

(注) 当省の調査結果による。

#### (4) 都道府県から一般市区町村への葬祭費用の不足分に係る弁償の実施状況

##### ア 制度の概要

引取者のない死亡人が発生した場合、死亡地の市区町村（長）が埋火葬を行うこととなる。

その葬祭費用は、行旅法第 15 条第 1 項において、埋火葬を行う市区町村が一時繰替支弁をすることとされている。

行旅法第 11 条において、市区町村が一時繰替支弁をした葬祭費用は、まずは行旅死亡人の遺留金及び有価証券を充て、不足する場合は相続人の負担とし、相続人による十分な弁償を得られない場合には扶養義務者の負担とするとされている。同条において葬祭費用を負担するとされている相続人及び扶養義務者について、手引では、地方公共団体の判断として、死亡人からDV被害を受けていた相続人や扶養義務者など、費用弁償先としてふさわしくないケースにおいては、当該相続人又は扶養義務者を費用弁償先から除外する取扱いを行うことも可能とされている。

また、死亡公告後 60 日を経過しても弁償を得られない場合は、行旅法第 13 条第 1 項において、行旅死亡人の遺留物品を売却して葬祭費用に充てることができることとされており、これによっても葬祭費用を満たさない場合には、地方公共団体が費用を弁償することとされている。

費用を弁償することとされている地方公共団体は、「行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件」（明治 32 年勅令第 277 号）において、行旅死亡人を取り扱った地の都道府県、指定都市又は中核市とされている。

引取者のない死亡人の死亡地が、一般市区町村である場合には、昭和 62 年通知において、行旅死亡人の遺留金品の充当や相続人及び扶養義務者による負担をしてもなお葬祭費用に不足する額を都道府県に請求することとされている。

なお、行旅法第 15 条第 1 項に基づき一般市区町村が一時繰替支弁をした葬祭費用について、同条第 2 項において、一般市区町村は、都道府県への弁償請求に先立って、市町村税の滞納処分例により、遺留金品や相続人等から葬祭費用を徴収することとされている。

他方、墓埋法適用死亡人の葬祭費用に関しては、墓埋法第 9 条第 2 項において、行旅法を準用することとされており、「墓地、埋葬等に関する法律の疑義について」（昭和 27 年 6 月 30 日付け衛環第 66 号環境衛生課長から北海道衛生部長宛て回答）において、「行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件」についても準用して差し支えないものとされている。

##### イ 実地調査結果

###### (7) 行旅法

調査した 43 一般市区町村<sup>(注)</sup>では、一般市区町村が葬祭費用を一時繰替支弁した事例について、申請書類の不備や都道府県が規定で定めている弁償の上限額を超過した場合を除き、都道府県から弁償を得られていない事例や都道府県への弁償請求を行っていない事例はみられなかった。

(注) 実地調査の調査対象とした 41 一般市区町村のほか、基礎調査において自由記載欄に都道府県から弁償を受けられていない事例があると回答した 2 一般市区町村を、本項細目のみ追加調査している。

#### (イ) 墓埋法

調査した 42 一般市区町村<sup>(注)</sup>のうち 11 一般市区町村では、一般市区町村が葬祭費用を一  
時繰替支弁したもののうち、遺留金品を充当しても葬祭費用を満たさないものについて、  
都道府県に弁償請求を行っていない事例がみられた。

(注) 本項細目で調査対象とした 43 一般市区町村のうち、墓埋法担当課が、新型コロナウイルス感染症の感  
染拡大への対応のため調査途上で対応が困難となった 1 一般市区町村を除く。

11 一般市区町村が弁償請求を行っていない主な理由は以下のとおりである。

- ① 墓埋法適用死亡人の葬祭費用について、都道府県が弁償することとなっていることを  
知らなかった。(3 一般市区町村)
- ② 墓埋法適用死亡人の葬祭費用については、墓埋法に都道府県による弁償の規定がなく、  
また、墓埋法第 9 条第 2 項による行旅法の準用もないと理解しており、都道府県への弁  
償請求の対象とならないと認識している。(3 一般市区町村)
- ③ 都道府県に照会した結果、相続人等が存在する場合には弁償の対象外である又は相続  
人全員からの相続放棄等の意思を示す書類が必要であるとの説明を受け、事務負担が過  
大であることから、請求を断念した。(4 一般市区町村)
- ④ 遺留金が葬祭費用に満たない場合は、生活保護法に基づく葬祭扶助により葬祭を行っ  
ている。(1 一般市区町村)

さらに、調査対象一般市区町村が所在する 15 都道府県に、一般市区町村への葬祭費用の  
弁償についての対応状況を確認したところ、相続人等が存在する場合は都道府県による弁  
償の対象外であるとしている事例(4 都道府県)や、都道府県による弁償の実績がなく、相  
続人等調査の範囲や弁償に係る手続等について一般市区町村への教示が不十分と思われる  
事例(1 都道府県)がみられた。

これら 5 都道府県の管内の一般市区町村では、以下の表 4-(4)-①及び表 4-(4)-②のと  
おり、都道府県への弁償請求を断念している事例がみられた。このうち一部の一般市区町  
村は、今後、墓埋法適用死亡人の増加とそれに伴う葬祭費用の支出の増加を想定し、市区町  
村の予算を確保することとしている。

表 4-(4)-① 相続人等が存在する場合は都道府県による弁償の対象外であるとしている事例

<p>A 都道府県</p>	<p>A都道府県で定めている墓理法適用死亡人に係る事務取扱の中で、弁償を受けられない合理的な理由がある場合を除き、相続人等がいる場合は、都道府県に弁償請求することはできないと明記している。</p> <p>合理的な理由として、手引に明示された死亡人からDV被害を受けていた場合のほか、相続人等が未成年である場合や死亡人が起こした犯罪の被害者である場合等が該当する余地があると考え。また、定めのないケースがあった場合にはその都度検討を行う。</p> <p>管内の一般市区町村から、年に数件、弁償請求に係る相談の電話があるが、弁償可能な相続人等の再確認を促す回答を行うと、それ以降連絡が来なくなる。連絡がないため、一般市区町村におけるその後の事情・対応は承知していない。</p>
<p>A 都道府県管内の B 一般市区町村</p>	<p>墓理法適用死亡人の葬祭費用について、遺留金を充当しても不足が生じた案件があるが、相続人等として死亡人の子の存在を確認している。</p> <p>子に葬祭費用の弁償について連絡をしたが、死亡人とは長年交流がないことから相続放棄し、葬祭費用の弁償についても拒否するとの回答であった。</p> <p>A都道府県では、死亡人と絶縁状態であることのみでは、合理的理由と認められないことは分かっているので、弁償請求は行っていない。</p> <p>A都道府県が合理的理由と認める「扶養義務者が未成年である」などの事例は極めてまれであり、実態としては多くが絶縁状態であることを理由として支払を拒否される。</p> <p>遺体・遺骨の引取りを拒否するほどの相続人等から葬祭費用を回収することは極めて困難であり、市町村税の滞納処分と同一の対応を求めるべきではないと考える。</p> <p>引取者のない死亡人の葬祭費用に係る支出は想定できるものではないため、その都度、予備費充当又は予算流用により対応しているが、年々件数が増加しており、市区町村の負担も増大しているので、都道府県には合理的理由を求めることなく、弁償に応じてもらいたい。</p>
<p>A 都道府県管内の C 一般市区町村</p>	<p>墓理法適用死亡人について、所持金の有無等が不明であるため、葬祭費用の全額である約35万円を市区町村が負担している。</p> <p>死亡人の子に請求しているが、親が離婚してから何十年も会っていないという連絡を最後に、手紙を郵送、直接持参しても連絡がなく、請求に応じてもらえない。</p> <p>A都道府県では、死亡人と絶縁状態であることのみでは、合理的理由と認められないことは分かっているので、弁償請求は行っていない。</p> <p>まずは相続人等に弁償請求するということは理解しているが、現代の家族の在り方や離婚が珍しくない状況を考えると相続人等に連絡をして回収するというのは今後ますます難しくなってくるのではないかと。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表では、特定の都道府県及び一般市区町村に、掲載順に便宜上、アルファベットを付す。

表 4-(4)-② 都道府県による弁償の実績がなく、相続人等調査の範囲や弁償に係る手続等について一般市区町村への教示が不十分と思われる事例

D 都道府県	<p>墓除法適用死亡人について葬祭費用を弁償した実績がない。墓除法適用死亡人に係る規程を作成しておらず、行旅法に係る規定を準用することも明確に示していない。</p> <p>管内の一般市区町村から弁償請求がない理由は、i) 遺留金品によって葬祭費用の全額を充当できているため、ii) 遺留金品が不足していても相続人等調査により判明した相続人が弁済しているためのいずれかと推測される。これまでに請求を拒絶したことはなく、今後、請求を受けた場合にも拒絶することはない。</p> <p>管内の一般市区町村から、「墓除法に基づく葬祭の実施手順や相続人等調査の実施方法を教えてほしい。」という照会を受けることがあるが、墓除法所管課にはノウハウがないため、相談を受けても助言等を行うことができず、相続人等調査の範囲は市区町村の判断に委ねている。</p>
D 都道府県管内のE 一般市区町村	<p>墓除法適用死亡人の葬祭費用について、都道府県に弁償請求できることは知っている。しかし、D都道府県内では、理由は不明だが弁償請求の実績がないことも知っている。</p> <p>2年ほど前、身元は判明しているが相続人等が不明の死亡人の案件が発生したため、社会福祉関係の所管課からD都道府県に墓除法による葬祭費用の弁償の可否を照会したところ、まずは相続人等調査を徹底して行うよう言われ、弁償の可否や具体的な手続について明確な回答を得ることができなかった。その後、墓除法所管課からも照会したが、「D都道府県として墓除法による葬祭費用の予算確保は考えていない。」「これまで弁償請求の実績がないのは死亡人の遺留金で全額を充当できていたためではないか。」と言われるなど、弁償請求に応じる姿勢が感じられず、D都道府県への弁償請求は困難であると判断した。</p> <p>このため、本来は墓除法の適用が妥当であると考えられる案件であっても、病院や施設の長や民生委員等が葬祭実施者となって葬祭扶助を支給している。</p> <p>墓除法を適用すべき案件に対して生活保護法を適用し続けることが適切であるとは考えておらず、墓除法適用に向けた端緒として、来年度、墓除法所管課において葬祭費用の予算を要求(20万円程度)している。予算が確保できれば墓除法による葬祭を行い、かつ、都道府県への弁償請求も確実にやりたい。</p>
D 都道府県管内のF 一般市区町村	<p>他の都道府県では墓除法適用死亡人の葬祭費用の弁償が行われている実績があることから、2、3年前に墓除法所管課から都道府県の墓除法所管課に照会したところ、「これまでに墓除法による弁償実績がない。」という回答を受け、必要な調査内容や請求手続の方法等について具体的な話にならなかった。回答に疑義を持ちつつも、葬祭費用の弁償は各都道府県の独自事業であり、D都道府県では墓除法での弁償はできないものという認識に至り、墓除法による葬祭費用についてはF一般市区町村が負担するしかないと考えた。</p> <p>これまで墓除法による葬祭費用の予算を確保したことがなく、案件が発生するごとに別予算から流用していたため、手続が煩雑であった。来年度、初めて墓除法による葬祭費用(1名分20万円程度)の予算を要求している。これは、今後、墓除法による葬祭案件の増加とそれに伴う葬祭費用の支出の増加を想定した対応である。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表では、特定の都道府県及び一般市区町村に、掲載順に便宜上、アルファベットを付す。

一方で、15 都道府県の中には、一般市区町村において相続人等の存在が確認できている場合でも、相続人等に何度連絡しても連絡がつかない場合や相続人等が死亡人と疎遠であることを理由に支払を拒否された場合には、相続人等への弁償請求を試みた上でそのような意思表示があったことを証する書類を提出させることにより、弁償に応じている都道府県もみられた（3 都道府県）。

これらの都道府県の中には、相続人等に何度連絡しても連絡がつかないこと、又は相続人等からの支払を拒否する旨の意思表示があったことを証する書類の提出により弁償に応じるという対応を取っている理由として、一般市区町村の事務負担の大きさを懸念しているためとするものがみられた。

また、相続人等が存在する場合は都道府県による弁償の対象外であるとしている都道府県の中にも、手引における費用弁償先としてふさわしくないケースの例示を厳格に解しているが、連絡が取れない又は支払を拒絶している相続人等に連絡を取り続けることは非効率であり、一般市区町村の負担となっているため、相続人等調査に係る要件の緩和を望むとの意見がみられた。

前記のとおり、都道府県から一般市区町村への墓埋法適用死亡人に係る葬祭費用の不足分の弁償については、①墓埋法に都道府県による弁償の規定がなく、また、墓埋法第 9 条第 2 項による行旅法の準用もないと解していることにより、都道府県による弁償の対象とならないと認識していること、②都道府県が行旅法の規定や手引の例示を厳格に解し、相続人等が存在する場合には都道府県による弁償の対象外であると解していること等から、本来は葬祭費用を負担することにはなっていない一般市区町村が、葬祭費用を負担している状況がみられた。

これらの状況を踏まえ、厚生労働省の見解を確認したところ、墓埋法第 9 条第 2 項は、行旅法第 11 条から第 15 条までを準用し、また、「行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件」についても準用するとしており、墓埋法適用死亡人の葬祭費用についても、都道府県による弁償の対象であるとしている。

くわえて、手引において、費用弁償先としてふさわしくないケースとして、死亡人から DV 被害を受けていた相続人や扶養義務者を挙げていることについて、厚生労働省は、当該記載は例示にすぎず、死亡人から DV 被害を受けていた相続人や扶養義務者以外の場合でも、地方公共団体の判断で費用弁償先から除外する余地はあるとしている。

これらの見解は、手引には明記されておらず、周知が十分にされていない状況である。

## 【所見】

したがって、厚生労働省は、墓埋法適用死亡人の葬祭費用について、一般市区町村が費用を負担している状況を改善する観点及び一般市区町村の事務負担を軽減する観点から、以下の事項を手引等により都道府県及び一般市区町村に対し明確に示す必要がある。

- ① 墓埋法適用死亡人の葬祭費用について、行旅法の規定が準用され、都道府県による弁償の対象であること。
- ② 一般市区町村からの弁償請求について、相続人等が存在する場合でも、相続人等と連絡がつかない又は相続人等が死亡人と疎遠であることを理由に弁償できないとしているなど、相続人等からの費用の回収が見込めない場合には、都道府県による弁償の対象となる余地があること。